

被扶養変更時の届出事由別の必要書類について

(1) 被扶養者が増えた場合

〈共通書類〉

- ①『住民票』又は、『記載事項証明』 ……提示
(世帯全員・続柄についての記載あり。本籍の記載は省略可。)
- ②『被扶養者収入状況申告書(別紙1)』 ……提出

〈事由別書類〉

区分	異動事由	事由発生日	提出書類	提示書類	備考
配	結婚時に無職、無収入	結婚をした日等	申立書(別紙2)	①婚姻のわかるもの※注	※注 住民票で状況が不明の時
	結婚以前に退職し、雇用保険収入が限度額以下			①婚姻のわかるもの※注 ②雇用保険受給資格者証	
	収入が限度額以下			①婚姻のわかるもの※注 ②収入証明	
偶	雇用保険非受給	退職の日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書(別紙2) ・雇用保険非受給を証明する次のいずれか一つ ①雇用保険被保険者離職票1・2 ②雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) ③雇用保険に加入していないことの証明(雇用保険加入事業所でない場合) 	①退職証明 (提出書類で退職日が確認できる場合は不要)	結婚に伴う退職の場合も同じ
	雇用保険収入が限度額以下			①雇用保険受給資格者証	
者	雇用保険受給終了	雇用保険受給終了日の翌日	・申立書(別紙2)		
	廃業	廃業をした日の翌日		①廃業届の写	
	収入が限度額未満になった場合	収入が限度額未満になった日		①収入証明書	
	育児休業	育児休業開始日	・申立書(別紙3)	①育児休業許可書等の写 ②収入のわかるもの	

区分	異動事由	事由発生年月日	提出書類	提示書類	備考
22歳以下の子	出生 配偶者が扶養親族である場合	出生日	• 申立書(別紙2)		
	養子縁組 配偶者が扶養親族である場合	養子縁組をした日	• 申立書(別紙2)	①縁組年月日のわかるもの(戸籍謄本等)	15歳以上の場合、「在学証明」又は「収入証明」等の提示が必要
扶養者の変更	申請年月日	• 申立書(別紙2) (配偶者も扶養親族になる場合は不要)			
22歳以下の孫	両親がい ない場 合 配偶者が扶養親族である場合	孫の親の死亡した日の翌日	• 申立書(別紙2)	①孫の両親がいないこと及びその死亡日を証明するもの(孫の戸籍謄本等)	①15歳以上の場合、「在学証明」又は「収入証明」等の提示が必要
	両親に扶養能力がない場合	申請年月日		①孫の両親の収入を証明するもの	
22歳以下の弟妹	両親が死亡した場合	親の死亡した日の翌日		①両親がいないこと及びその死亡日を証明するもの(弟妹の戸籍謄本等)	②住民票で続柄の確認ができない場合、申請者本人の「戸籍謄本」等が必要
	両親に扶養能力がない場合	申請年月日		①両親の収入を証明するもの	
心身に著しい障害がある者			• 申出書(症状及び現在の状況の説明等記載) • 申立書(別紙2)	①障害者手帳等の写し(身体障害者手帳、療育手帳等) ②医師の診断書 ③被扶養者の収入を証明するもの(障害年金等)	必ず総務局労務課合議が必要

区分	異動事由	事由発生年月日	提出書類	提示書類	備考
60歳以上の父母及び祖母	60歳到達	満60歳の誕生日	・申立書(別紙2)	①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁定通知書、雇用保険受給資格者証等〕	・住民票で続柄の確認ができない場合、申請者本人の「戸籍謄本」等が必要 ・年金・恩給等を受給していない場合、申立書に記載する ・祖父母の場合：提出書類及び提示書類における「父母」をそれぞれ「祖父母」と読み替え、別途孫を扶養する場合の「両親」を「父母」に読み替え父母が扶養できない場合のみ認定できる
	退職	退職日の翌日	・申立書(別紙2) ・雇用保険非受給を証明する次のいずれか一つ ①雇用保険被保険者離職票1・2 ②雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) ③雇用保険に加入していないことの証明(雇用保険加入事業所でない場合)	①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁定通知書、雇用保険受給資格者証等〕 ②退職証明(提出書類で退職日が確認できる場合は不要)	
	雇用保険収入が限度額以下			①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁定通知書、雇用保険受給資格者証等〕 ②雇用保険受給資格者証	
	雇用保険受給終了	雇用保険受給終了日の翌日	・申立書(別紙2)	①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁定通知書、雇用保険受給資格者証等〕 ②廃業届の写し	
	廃業	廃業した日の翌日		①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁定通知書、雇用保険受給資格者証等〕	
	収入が限度額以下になった場合	収入が限度額以下になった日		①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁定通知書、雇用保険受給資格者証等〕	
	扶養者の変更	申請年月日			

(2) 被扶養者が減った場合

〈共通書類〉

① 『扶養状況申立書（別紙2）』 ……提出

(本来提出不要ですが、提示書類だけでは状況が判断し難い場合等は提出してください)

区分	異動事由		事由発生年月日	提示書類
共通	死亡		死亡した日の翌日	☆死亡年月日のわかるもの (住民票、死亡診断書、埋葬許可書等)
	就職		就職した日	☆就職年月日のわかるもの (採用辞令書、就職証明書、健康保険証等)
	離婚		離婚した日	☆離婚年月日のわかるもの (住民票、戸籍謄本、調停証明書等)
	開業		開業した日	☆開業届
	別居		別居した日	☆住民票
	世帯分離		世帯分離した日	☆住民票
	扶養者の変更		申請年月日等	☆扶養者変更日の確認できるもの (扶養手当受給証明書等・・・本学職員同士の場合は不要)
	収入が限度額を超えた	年金 恩給	裁定・改定通知の 到達日	☆年金、恩給の裁定・改定通知
		給与 等	収入が限度額を超 えた日	☆いつ限度額を超えたかわかるもの (収入証明、確定申告の写等)
育児休業からの復 職		復職日	☆復職日のわかるもの (復職辞令書等)	

※ 別居については、別居扶養の認定基準を満たしていれば、引き続き扶養が可能です。
ただし、届出の提出は必要です。